

第26回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年7月25日(木)

開催場所 菖蒲行政センター4階第一集会室

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時40分

第26回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第141号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第142号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第129号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第130号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第131号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第132号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第133号 農地の改良に係る届出について

報告第134号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		5 番	川 鍋 優 君
6 番	柴 崎 行 雄 君		7 番	高 橋 眞 一 君
8 番	大 澤 一 樹 君		9 番	渡 邊 敏 男 君
10 番	小 沼 健 司 君		11 番	高 橋 七 海 君
12 番	坂 卷 昭 一 郎 君		13 番	宮 城 与 四 郎 君
14 番	野 口 和 幸 君		15 番	籠 宮 信 寿 君
16 番	坂 卷 泰 子 君		17 番	早 野 公 夫 君
18 番	奈 良 晴 夫 君			

欠席委員 なし

推進委員

菖蒲 1 1 森 田 清 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	松 田 知 也	主 任	松 崎 宣 幸
主 事	横 山 玲 央		

午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第26回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長より挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名をさせていただきます。私のほうから指名をさせていただきます。3番、池田委員、4番、岡田委員を指名します。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、6月27日、埼玉県農業会議主催による、第127回通常総会が埼玉教育会館において開催され、私が会長の代理で出席いたしました。提出された議案は、全て承認、可決されております。

次に、7月23日、埼玉県農業会議主催による、第1回市町村農業委員会職員研修会が、あけぼのビルにおいて開催され、横山主事がリモートで出席いたしました。研修内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第138号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号242312、譲受人は菖蒲町台在住の方、譲渡人は東京都北区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、165平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を40アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。7月20日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242312番、申請地は、菖蒲町台の交差点から東に50メートルほどの集落内に位置しております。農地の現状は、陸田で水稻を耕作中でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地取得後も適正に耕作すると思われま。

以上、この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの岡田委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案139号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページ、申請書番号241402、申請者は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、346平米でございます。申請の内容につきましては、自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在母と共に市内の実家にて生活しておりますが、現在同じ敷地内に住んでいる姉から独立をするようお願いされたことから、独立後も実家の農業の手伝いと母の介護ができるよう譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244401、申請者は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、52平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から敷地の進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回の追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号244402、申請者は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、60平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から敷地を進入路として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでござい

す。

続きまして、9ページ、申請書番号244403、申請者は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑1筆、265平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から敷地の進入路などの住宅敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。7月20日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号241402番です。申請地は、資料を見まして、久喜学校給食センターから北東に約800メートルの集落に位置しております。周囲は、北側が畑、東側も畑、南側は市道、西側は畑となっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上1案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。7月20日に現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号244401、資料3をお目通しいただきたいと思ひます。こちらにつきましては、申請地が県立久喜工業高校から北へ五、六百メートルほどの集落内に位置しております。北側が自宅、東側が宅地になります。それから、南側が畑と田、陸田となっております。西側が市道でございます。この案件は、追認案件でございます。新たに工事等も発生しないことから、周囲の農地に被害を及ぼすということはないと思われま。

続きまして、申請書番号244402、こちら県立久喜工業高校から北へ五、六百メートルほどの集落内ということでございまして、北側が宅地、東側が畑、耕うん済み、南側が市道、西側が畑、耕うん済みになっています。本件につきましても、追認案件でありまして、新たな工事等も発生しないことから、周囲に特に被害を及ぼすということはないと思われま。

続きまして、申請書番号244403、資料は5でございます。こちらにつきましても、県立久喜工業高校から北へ五、六百メートルほどの集落内、北側が宅地、東側が畑、耕うん済みです。また、南側が市道及び畑、耕うん済み、西側が畑となっております。この案件につきましても、追認案件でありまして、新たな工事等発生しておりませんので、特に周囲の農地等に被害を及ぼすということはないと思われま。

以上の案件につきましては申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの杉田委員、坂巻委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第139号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案140号

○会長（長谷川 勲君） それでは、続きまして、議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページ、申請書番号241504、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑1筆、318平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号241505、譲受人、譲渡人ともに下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の田1筆、畑1筆、合計473平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。こちらの案件につきましては、先月、令和6年6月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と親と共に市内実家にて生活しておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号241506、241507は、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人は、さいたま市岩槻区に事務所を置き、高速道路の新設、修繕等を行っている法人となります。譲渡人は、241506番は下早見在住の方、241507番は宮代町在住の方となっております。土地の表示につきましては、241506番は下早見地内の田1筆の一部24.20平米、241507番は下早見地内の田1筆、932平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な市道の通行確保をする工事用道路及び工事用地のための一時転用で、転用期間が12か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用であるため、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在、圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事に当たり、当該申請地を工事用道路及び工事用地として一時的に使用することを計画し、所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号241508、譲受人、譲渡人ともに吉羽在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田2筆、合計1,768平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります貸駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、現在当該申請地の管理をしておりますが、自身、高齢に差しかかり農地として維持管理が難しくなってきたところ、近隣で事業を営んでいる方から借地の申出があったことから、自身が所有する当該申請地を貸駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号242504、譲受人は菖蒲町柴山枝郷在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、314平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具も増え、現在の住まいでは手狭になってしまったこと、また、譲受人の妻の実家が農業をしており、後継者として農業を行っていきたいと考え、譲受人の実家に近い当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上6件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。7月20日に野口委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

まずは、申請書番号241504番です。申請地は、アリオ鷺宮店から南西に約1キロの位置の集落に位置しております。周囲は、北側は市道、東側は県道騎西線、南側は畑、西側も畑となっております。被害防除につきましては、周囲にマウントアップを設置して、排水については合併浄化槽をすることになっているため被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号241505番です。申請地は、JA南彩久喜江面支店から西南に約2キロの集落内に位置しております。周囲は、北側は用水、東側は畑、南側は畑、西側は上尾・久喜線となっております。被害防除につきましては、周囲にマウントアップを設置して、排水につきましては、合併浄化槽をすることになっているため被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号241506番でございます。申請地は、久喜宮代衛生組合から西に約50メートルの位置に位置しております。周囲は、北側は田、東側は市道、南側も市道、西側も市道となっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号241507番です。申請地は、申請書番号241506番と同様の位置にあります。周囲が、北側が田、西側は公衆用道路、南側と東側は市道となっております。周りに被害を及ぼすことはないと思われれます。

最後に、申請書番号201508番です。申請地は、久喜駅東口から東に約1.0キロの位置の集落内に位置しております。周囲が、南側は市道、西側は畑、東側は空き地、北側は畑となっております。被害防除につきましては、周囲にブロック3段積みを設置するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われれます。

以上5案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○4番（岡田 武君） 4番、岡田です。7月20日に高橋委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号242504番、資料11を見てください。申請地は、菖蒲南中学校より北に300メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が陸田と畑、東側が畑、南側が市道を挟んで田、西側が畑となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックで土留めを設置する計画となっております。また、排水については合併浄

化槽を設置し、申請地南側の道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われ
ます。

以上、この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの杉田委員、岡田委員からの調査報告について、質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 事務局に質問なのですが、241508なのですけれども、渡す人と受ける人の名義が同じなのです。
使用貸借権設定ってありますが、5条申請なのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。

今回の案件につきましては、農地が2筆ございまして、それぞれの農地の地権者が共同で貸駐車場をするという計
画になっております。自分の農地を転用する場合は4条になるのですけれども、今回の案件につきましては、その事
業計画をするためには自分の土地だけではなくて、ほかの人の土地を使わなければいけないというところで5条の申
請になります。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声があります。質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第141号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第141号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、菖蒲58番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は
省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第141号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ペ
ージ、16ページになります。今月10件の申出受けておりまして、うち新規案件9件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、15ページ、申請書番号、菖蒲55番、利用権を設定する農地が菖蒲町上栢間地内の田4筆、合計2,972平米
でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水

稲作付3年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲56番、利用権を設定する農地は菖蒲町上栢間地内の田1筆、991平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、水稻作付3年間、賃借料は反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲57番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、合計991平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲58番、利用権を設定する農地は、菖蒲町新堀地内の田4筆、合計2,973平米でございまして、借手は、行田市にあります公益社団法人、埼玉県農林公社、貸手は菖蒲町新堀在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、15ページ、16ページ、申請書番号、菖蒲59番から63番までは借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町小林ほか地内の畑13筆、合計6,274平米でございまして、借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町小林ほか在住の方となっております。設定する利用権は貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり5,000円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規、再設定合わせて26筆、1万5,277平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、菖蒲55番、56番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は、兩名とも上栢間にお住まいの方で、現在237アールと144アール耕作しており、良好に耕作管理されております。地域との関係もよく、地域の中心の担い手として営農活動されておると推進委員から報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲57番の借手につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 今回利用権を設定する農地の借手の方が菖蒲町菖蒲にお住まいの方で、前期の最適化推進委員でございまして、現在は水稻及び野菜を192アール耕作しており、良好に耕作管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されておると推進委員から報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲59番から63番までの借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11地区、森田でございますが、今回利用権を設定する農地の借手の方は、菖蒲町柴山枝郷にお住まいで、起業してちょうど1年ぐらいなのですが、長ネギを専門として栽培しておる法人でございまして、就農いたして10か月ぐらいで、初めてその収穫、初収穫5月ぐらいにされて、そして、ここ2か月ぐらいですか、7月24日ですから、それで大体10トンぐらいの収穫を得て出荷をするということです。今後とも栽培に精進したいと申しておりました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で審議案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第141号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第142号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第142号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第142号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の18ページ、菖蒲の4番、設定を受ける農地が菖蒲町新堀地内の田4筆、合計2,973平米でございます。借手の方は、杉戸町に事務所を置く法人でございます。設定する権利が使用貸借権の設定、水稻作付10年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） 事務局からの説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第142号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。初めに、議案書の20ページ、農地法第4条の届出でございます。今月は1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、22ページ、農地法第5条の届出でございます。今月は3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、24ページから27ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月9件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページ、30ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は6件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、32ページ、農地の改良に係る届出についてでございます。施工面積が1,000平米未満、工期が1か月以内の軽微な農地改良の届出を1件受理しております。

続きまして、34ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。今回、法務局より1件の時効取得による所有権移転登記に係る通知を受けております。

報告については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付をさせていただきましたA4のコピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものを御覧いただければと思います。こちらについては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たり、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料でございますとおり、今月1件の申請が提出されております。菖蒲町三箇在住の方で年齢が43歳、現在の作付面積が約413アールで、今後農地を借入れするなどして443アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型が水稻、野菜、果樹類の複合経営でございます。直売所をお持ちの方で直売所をリフォームして、併せて駐車場の整備をするなどして経営の改善をしていくことを目標にしております。今後、地域の中で精力的に担い手として活動されていくと思われていることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 先ほどの農業経営の改善計画の認定なのですが、認定した後、市が認定書を交付するわ

けです。そうすると、このA4の大きさで出すのですけれども、文字の大きさや見た目から、何か軽く感じます。中にはせっかく認定していただいたのだからって額に入れるような方もおるので、今後この認定書については、改善してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 今、農業委員会の委員さんからのご意見ということで担当の農業振興課にお伝えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） ほかには何かありますか。よろしいですか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午前10時40分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年7月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 池 田 庄 司

署 名 委 員 岡 田 武